

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB協同組合において職員として勤務していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、業務中に高速道路を走行中、雨のためスリップし、山に激突した後、運転席に座ったまま○m下に転落した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同日、C医院に受診後、D病院に転医し、「頚椎捻挫、中心性脊髄損傷疑い」（以下「旧傷病」という。）と診断され、入院治療を行い、その後、E病院に転医し、治療を継続した結果、平成○年○月○日に治癒（症状固定）した。その後、F国に帰国し、頭痛がひどくなったとして、平成○年○月○日からE病院にて治療を再開し、同日からの療養補償給付を請求したところ、再発として認められ、治療の結果、平成○年○月○日に再治癒（症状固定）した。

今般、請求人は、平成○年○月○日、E病院に再度受診し、「頚椎捻挫、中心性脊髄損傷、末梢神経障害性疼痛」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同年○月○日、G病院に転医した。

- 3 本件は、請求人が、本件傷病は旧傷病の再発であるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人の旧傷病が、平成〇年〇月〇日において治癒の状態にあったと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、一度、再発であると認められたところ、日本及びF国において治療を継続しており、本件傷病は本件事故に係る治療の継続であると主張しているので、以下、検討する。

(2) まず、旧傷病の治癒時期について、当審査会において改めて一件記録を精査したところ、平成〇年〇月〇日に症状固定したとする原処分庁の判断は、妥当であるものと判断する。

(3) 次に、本件傷病が旧傷病の症状固定時に比べて増悪したか、また、治療効果が期待できる状態であるか否かについて検討すると、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「傷病の増悪ない。」「受傷より時間が経過しており、完治や根本的な症状軽減は困難と考える。」と述べ、さらに、I医師は、平成〇年〇月〇日作成の調査書において、要旨、「カルテ及び請求人が訴える症状の経過より、傷病の増悪はない。療養内容についても対症療法のみである。」と述べている。

当審査会としては、請求人の主張を踏まえ、療養経過を始めとする一件記録を精査したが、上記H医師及びI医師の意見は妥当であり、旧傷病の症状固定時よりも症状が増悪しているとは認められず、さらに、治療を加えることによりその効果が十分に期待できるものとも認められないと判断する。

(4) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。